

公共工事品質確保に関する議員連盟幹部会 国土交通省資料

令和4年4月13日

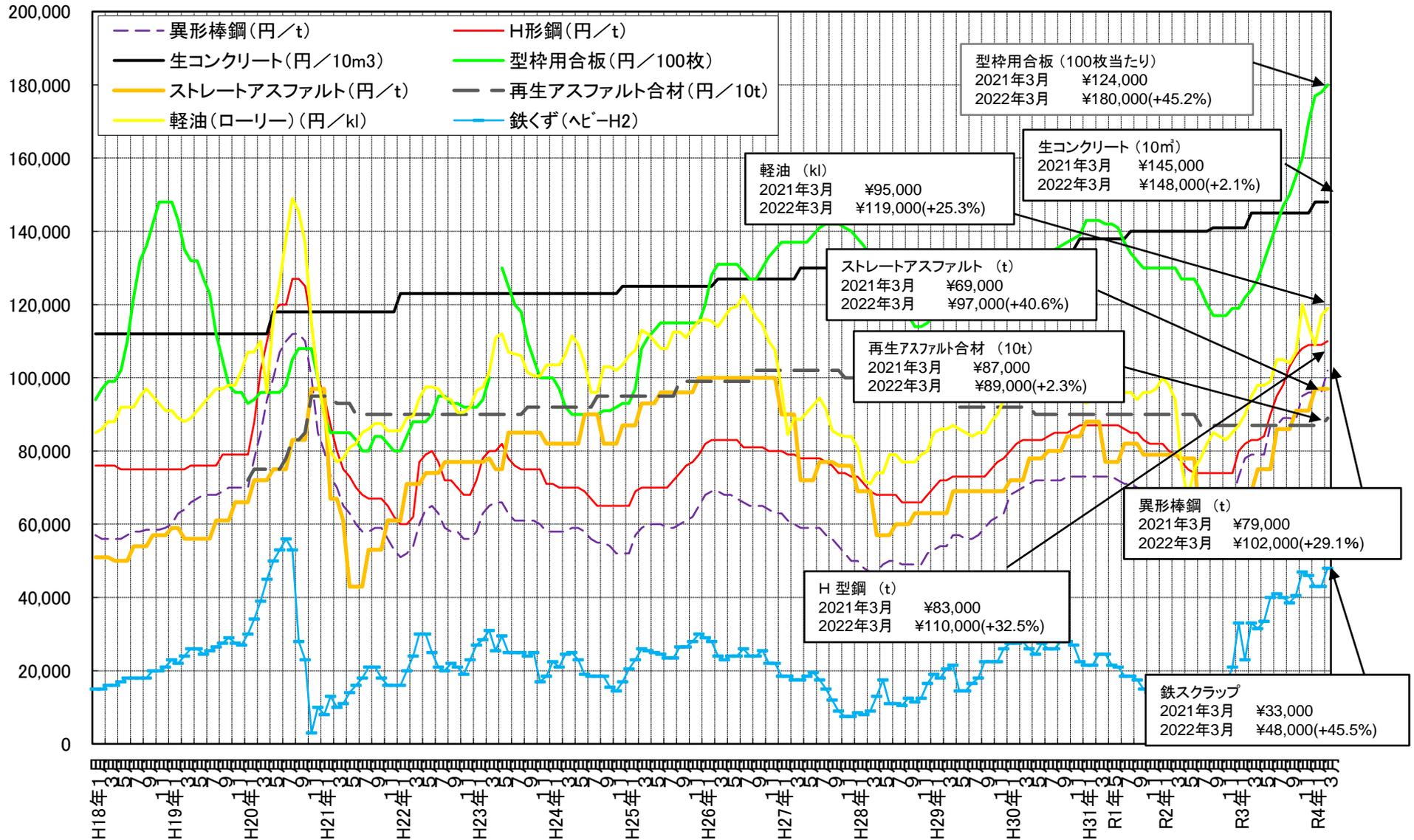
- 建設資材等の高騰対策について ----- p2
- スライド条項について ----- p7

建設資材等の高騰対策について

価格推移(東京)

出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)

(円/単位)



開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくごお願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日)(抜粋)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を发出。令和4年3月8日付でも、同様の内容にて再度要請を发出。
- さらに、令和4年2月25日付けで、建設業団体等に対して、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じること、取引価格は原材料費等の上昇分を考慮した上で十分に協議し決定すること等を要請。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

趣旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深掘りした情報収集や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会（※）
- 立入検査（合同立入検査を含む）
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等（駆け込みホットライン等）の周知 等

★令和3年度の取り組み（重点事項）★

- 適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施
- 政府全体の「集中取組期間」（令和4年1月～3月）において引き続き実施

令和2年度実績（期間中の実績）

- | | | | | | | | |
|---|--|--------------|-------------|-------|-------------|----|-------------|
| <p>1. 立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地整等単独 <ul style="list-style-type: none"> ・大臣許可業者 152業者 ○都道府県と地整等の合同
(地整等、18都道府県) <ul style="list-style-type: none"> ・大臣許可業者 20業者 ・知事許可業者 35業者 ○都道府県（13都道府県） <ul style="list-style-type: none"> ・知事許可業者 120業者 <p>合計 327業者</p> | <p>2. 講習会（地整等、31都道府県）</p> <table border="0"> <tr> <td>○都道府県と地整等の合同</td> <td>26回(1,778名)</td> </tr> <tr> <td>○都道府県</td> <td>21回(3,173名)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td>47回(4,951名)</td> </tr> </table> <p>※地整等…地方整備局、北海道開発局及び
沖縄総合事務局</p> | ○都道府県と地整等の合同 | 26回(1,778名) | ○都道府県 | 21回(3,173名) | 合計 | 47回(4,951名) |
| ○都道府県と地整等の合同 | 26回(1,778名) | | | | | | |
| ○都道府県 | 21回(3,173名) | | | | | | |
| 合計 | 47回(4,951名) | | | | | | |

その見積りは 適正な価格に なっていますか？

みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか？
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか？



請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください！



令和3年度 10・11・12月

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間 検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

スライド条項について

◎ **公共工事** 標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎ **民間建設工事** 標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でない認められるとき。

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

- 地方整備局（港湾空港関係を除く）締結の契約におけるスライド条項（工事請負契約書第26条）適用状況

350件（平成28年度～令和2年度平均）

増額・減額スライド適用件数				
年度	全体	単品	インフレ	合計
R2	21	4	243	268
R1	7	4	367	378
H30	34	11	344	389
H29	2	4	327	333
H28	21	0	363	384
5年度平均	17	5	329	350

※地方整備局（港湾空港関係を除く）において各年度中にスライド変更契約を締結した件数（当初契約各年度）

〔参考〕当初契約件数年度平均（平成28年度～令和2年度） 約7,800件